

別 表

工 事 発 注 種 別

大区分	中区分	小区分	略称	大区分	中区分	小区分	略称	
土木一式工事	一般	—	土木一般	鉄筋工事	—	—	鉄筋工事	
	プレストレスト・コンクリート	—	PC	舗装工事	一般	—	舗装一般	
	港湾	—	港湾		アスファルト	—	アスファルト	
建築一式工事	一般	—	建築一般	しゅんせつ工事	—	—	しゅんせつ工事	
	解体	—	建築解体	板金工事	—	—	板金工事	
大工工事	—	—	大工工事	ガラス工事	—	—	ガラス工事	
左官工事	—	—	左官工事	塗装工事	一般	—	塗装一般	
とび・土工・コンクリート工事	一般	—	とび等一般		区画線工	—	—	区画線工
	交通安全施設	—	交通安全施設	防水工事	—	—	防水工事	
	法面処理	一般	—	法面一般	内装仕上工事	—	—	内装仕上工事
		法面植生工	—	法面植生工	機械器具設置工事	—	—	機械器具設置工事
		法面保護工	—	法面保護工	熱絶縁工事	—	—	熱絶縁工事
		落石防止網工	—	落石防止網工	電気通信工事	—	—	電気通信工事
アンカー工	—	アンカー工	造園工事	—	—	造園工事		
石工事	—	—	石工事	さく井工事	—	—	さく井工事	
屋根工事	—	—	屋根工事	建具工事	—	—	建具工事	
電気工事	—	—	電気工事	水道施設工事	—	—	水道施設工事	
管工事	—	—	管工事	消防施設工事	—	—	消防施設工事	
タイル・れんが・ブロック工事	—	—	タイル等工事	清掃施設工事	—	—	清掃施設工事	
鋼構造物工事	一般	—	鋼構造物一般	解体工事	—	—	解体工事	
	鋼橋	—	鋼橋					

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
（例 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理－一般）、水道施設工事）
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
①船舶を使用して実施する工事、②潜水士を使用して実施する工事、③船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体工事に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は、土木工作物や建築物を解体する工事で、3及び4のいずれにも該当しない工事とする。